

再審法改正と言論の自由

証拠の目的外使用禁止のあり方を考える

講師 山尾志桜里 (弁護士／元検察官／元衆議院議員)

1974年、仙台市生まれ。武蔵野市で育つ。
聖徳学園小学校在学中の1986年にミュージカル
「アニー」で主演。1999年に東京大学法学部を卒業後、2002年に司法試験に合格。検察官を経て、
2009年の総選挙で初当選し3期10年衆議院議員を務めた。その間、民進党政調会長（2016年）、国民民主党憲法調査会長（2020年）等を歴任。2021年にIPAC日本事務局長・人権外交議連顧問・国際人道プラットフォーム代表に就任した。



2026年7月に改正された刑事訴訟法の再審に関する規定では、新たに証拠の目的外利用を罰則付きで禁止する規定が設けられました。

これまでの冤罪事件の中には、証拠の情報が、報道等によって人々に拡散されなければ、有罪が覆ることが難しかったとみられる事例もあり、このような規定の新設は、表現の自由・知る権利を著しく侵害し、真実の発見を妨げることにともなるのではないかという懸念の声があがっています。

長年、刑事司法のあり方の問題に取り組んできた弁護士で元国会議員の山尾志桜里さんに、この問題を分かりやすく講演していただきます。



司会
藪原 太郎

(自由未来ラボ代表 / 武蔵野市議会議員)

2026. 10. 4 [日]

14:00-15:30

(講演60分＋質疑応答30分)

場 所 武蔵野商工会館4階
ゼロワンホール

武蔵野市吉祥寺本町1-10-7

参加費 無料

申 込

QRコードよりお申し込み下さい。
満席の場合、申し込みされた方を優先でのご入場とさせていただきますのでご了承ください。

<https://peatix.com/event/5100674>

